

チャイルドシート・ジュニアシート貸し出します

●対象者／6歳未満の児童を養育する有田川町内に住所を有する保護者

●注意事項

- ・在庫に限りがありますので、在庫がある時のみに限られます。
- ・返却時には、次に借りる人が気持ちよく使用できるように、クリーニングなどの清掃処理の上、今後の使用および衛生上問題のない状態にしてください。

問金屋庁舎やすらぎ福祉課

第3子以降の出産で祝い金

●対象者／次の要件を満たしている母親

①第3子の出産および出産後それぞれ1年以上の間、有田川町に住民票があり実際に居住しており、今後とも定住する意思があること。

②基準日(第3子出生日の1年後)に3人以上の子を養育していること。なお、第1子および第2子が実子ではなく夫の連れ子などである場合は、養子縁組をしていることが要件。

※対象と思われる人には案内文を送付します。

●支給額／25万円

問金屋庁舎やすらぎ福祉課

子どもの定期予防接種「接種券」の廃止

今まで、定期予防接種を接種するのに適切な時期になれば、案内・予約票・接種券を郵送していましたが、平成30年4月分から、案内と予約票のみの郵送に変更させていただきます。

定期予防接種を接種される場合、あらかじめ医療機関に予約をし、接種される日には、医療機関へ予約票をお持ちください。

問金屋庁舎健康推進課

児童扶養手当

父母の離婚や死亡などで、父または母と生計を同じくしていない児童

(※)が育成されるひとり親家庭などの、生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

(※)18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で一定の障害のある者

●手当を受けるには

必要書類を添えての申請が必要で、申請者や生計同一の扶養義務者の所得状況によって、支給制限があります。

※請求者または児童が公的年金給付などを受給している場合は、その公的年金給付などの額が、児童扶

手当支給月額

児童1人目	
全部支給	4万2,500円
一部支給	4万2,490円～1万30円
2人目	
全部支給	1万40円
一部支給	1万30円～5,020円
3人目以降	
全部支給	6,020円
一部支給	6,010円～3,010円

養手当の額より低い場合は、その差額分の児童扶養手当を受給することができます。

※次の場合は手当を受けることができません。

- ①児童や父(母)などが日本国内に住んでいないとき。
- ②児童が里親に委託されたり、児童福祉施設などに入所しているとき。
- ③父(母)が婚姻しているとき(婚姻の届け出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある時を含む)。
- ④請求者が父(母)の場合、児童が母(父)と生計を同じくしているとき(父(母)障害該当の場合を除く)。

問金屋庁舎やすらぎ福祉課

健康

一緒に「健康づくり」を始めませんか？
平成30年健康推進員募集

和歌山県健康推進員養成事業を受け、平成30年度健康推進員養成講座を開講します。

健康づくりの基礎知識を学び、一緒に楽しく活動を始めませんか？

●健康推進員とは／家族や地域住民への「健康づくり」に関する啓発活動を担う人のことを言います。

●実施日時

- ・1クール目／7月5日(木)・7月12日(木)13時30分～16時
- ・2クール目／8月3日(金)・8月17日(金)13時30分～16時

※いずれかを選択し、受講いただきます。

●場所／有田振興局3階大会議室(湯浅町湯浅2355・1)

●受講料／無料

●定員／20人 ※先着順

●申込受付期間／4月2日(月)～6月8日(金)

●申し込み方法／電話もしくは窓口で申し込み

問金屋庁舎健康推進課